

## 令和4年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

### 表紙（概要）

#### 1. 法人名等

法人名	日本大学
法人代表者	理事長 林 真理子
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	03-5275-8110

#### 2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
Ⅰ. 自律性の確保	① 遵守	1-1	① 遵守
Ⅱ. 公共性の確保	① 遵守	2-1	① 遵守
		2-2	① 遵守
Ⅲ. 信頼性・ 透明性の確保	① 遵守	3-1	① 遵守
		3-2	① 遵守
		3-3	① 遵守
Ⅳ. 継続性の確保	① 遵守	4-1	① 遵守
		4-2	① 遵守

#### 3. 遵守状況の確認フロー図

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 担当部署：担当部署毎による遵守状況の点検</li> <li>2 中期計画検討委員会：遵守状況報告書の取りまとめ</li> <li>3 常務理事会：遵守状況報告書の確認</li> <li>4 理事会：遵守状況報告書の承認</li> <li>5 ホームページ等による公表</li> </ol>
---

## 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

### 1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

#### 基本原則「1. 自律性の確保」

##### 遵守原則1-1 教育研究目的の明確化，理解の獲得

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき，当該原則は遵守できている。</p> <p>中期計画において，本学が目指す大学像として，「多様性を礎とし，複合的価値観を創り出す」を掲げ，令和8年度までの計画を推進している。令和4年7月に理事長及び学長が就任し，新たに「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」で示された改革案を中期計画に反映させるため，同計画の見直し，修正を行っている。その際には，アクションプラン毎に執行部署と管理者を明確にする等，必要に応じて見直しを行い，中期計画の確実な実行に向けた取り組みを強化することで，本学のガバナンス体制の更なる改善を図っている。</p>

#### 基本原則「2. 公共性の確保」

##### 遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき，当該原則は遵守できている。</p> <p>本学が育成する人材像及び学生が備えるべき能力を「日本大学教育憲章」として具体的に示し，全教職員が共通認識をもって教育研究活動にあたっている。また，全学的な自己点検・評価活動により改善サイクルを実行するとともに，全学生を対象としたニーズ，実態，自己評価等の調査を毎年実施し，経年比較による分析に基づいた教育研究活動の改善を行っている。</p>

##### 遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき，当該原則は概ね遵守できている。</p> <p>地域に根差した大学としての役割の強化を進めることを，教育研究に係る全学的な方針である「教学に関する基本方針」において示すとともに，学部等における地域社会との関係構築を全学的に支援することを中期計画において掲げ，公開講座の開催，協定に基づくUIJターン就職に関するセミナーの実施及び日本大学産官学連携知財センターを中心とした共同研究の推進等，教学，学生支援及び研究等において，各自治体をはじめ社会等との連携強化による地域貢献等の取り組みを積極的に展開している。組織的なボランティア活動の展開については，規程は整備していないが，学長が示す「教学に関する基本方針」において，大学と社会との関係構築のためにボランティア活動を推進することが示され，それに基づき，中期計画において体制の整備を進めており，私大連コードとは別の方策により遵守している。今後はより全学的な取り組みとするため，規程等の整備等を含めた体制づくりを進めていく。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則3-1 法令の遵守，社会貢献

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき，当該原則は遵守できている。</p> <p>信頼性及び透明性を確保するため，監事機能の実質化を図っている。本学では寄附行為において4人以上5人以内の監事を置くことと定め，現任の監事は4名，内2人を常任とし，執行部会，常務理事会，理事会，評議員会，学部長会議等，法人の意思決定に関わる諸会議に監事の意向によって原則として全員が出席しており，必要に応じて意見表明を行っている。また，毎週開催する監事会議において本学の現状を踏まえた監査のあり方を検討するとともに，従前の慣例であった期中・期末に実施する年度2回の定例監査を根本的に見直し，本法人に内在するリスクを監視するため，監事が必要性を認めた事象に関して部署単位にチェックリスト等による調査，本部部局及び学部等に対する報告要請を行う等，年間を通して監査を実施している。監査結果については，適切に報告を行い，本学の実状に係る共通認識の形成に務めている。これらの監事監査を支援するための専門部署として，本法人内の各部門から独立した組織である監事監査事務局を設置するなどの支援体制についても整備をしている。</p>

遵守原則3-2 理事会による執行，監督機能の実質化，不正防止制度整備

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき，当該原則は遵守できている。</p> <p>監事の支援体制の充実を図るために監事監査事務局を設置した上で，各種会議への出席や理事長あてに定期的に意見書等の提出を通じて，本学の業務執行における改善を促している。</p> <p>本法人内の各部門から独立した（他からの干渉を受けない）組織として，コンプライアンス事務局内に内部監査課を設置し，本学が健全で質の高いガバナンスを自主的・自律的に確保していくため，内部監査体制の強化に係る必要事項を規定した「日本大学における内部監査体制の構築について」を定め，実効性のある内部監査体制を整備している。また，監事，内部監査人及び会計監査人による意見交換等を適宜行うなど，三様監査体制の強化を図っている。</p> <p>内部通報体制については，「日本大学公益通報者保護規程」を制定し，内部通報及び相談に係る受付窓口を同事務局内及び学外の法律事務所内にそれぞれ設置しているほか，調査の必要性を学外の法律事務所が主体的に判断するなど，役教職員が関与することなく不正行為の是正を図ることができる体制を整備している。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則は遵守できている。</p> <p>法令に基づき情報公開内規を定めるほか、広報の基本方針等により本学公式ホームページを利用し情報公開を行っている。財務書類等については、本学公式ホームページに掲載するとともに、閲覧用書類を各部科校に設置するなど対応している。</p> <p>情報公開を適切に実行することにより社会への説明責任を果たすため、公開すべき項目や公開方法を再検討し、説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことに配慮している。本法人の決定については、本学ホームページで速やかに発表し、報道機関からの質問にも対応している。健全でより透明性のある管理運営体制を構築するため、理事会・評議員会の議事録(要旨)を公式ホームページで公表している。また、「不正事案洗い出しのための特別調査委員会」からの中間報告内容の要旨をホームページで公表すると共に、文部科学省記者クラブにて記者レクチャーを実施し、マスコミ発表を行うなど、積極的な情報公開を行っている。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則 4 - 1 大学運営に係る諸制度の実質化, 自律的な大学運営

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則は遵守できている。</p> <p>一連の事案を受けて、学外からの提言を踏まえ、大学運営の基盤となる理事会及び評議員会等の管理運営体制の整備をはじめ、理事及び監事の選任方法の見直し、学内組織体制及び内部統制の仕組みの見直し等、再生に向けた法人ガバナンス体制の抜本的な改善を進めている。また、役員等に対する研修会等の実施や行動規範の策定等を通じて遵法精神の醸成をはかり、体制整備及び意識改革等の両面から自律的かつ継続的に健全な大学運営を行う体制を構築している。</p>

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化, 経営基盤の強化

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則は遵守できている。</p> <p>財政基盤の安定化及び経営基盤の強化を図るべく、補助金、寄付金募集、資産運用に係る取組に努めている。補助金については、私立大学等経常費補助金の減額措置を受けているが、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等から収集した情報を該当部科校又は全部科校と共有するとともに、補助金獲得のため、申請書類の取りまとめ及び指導を行い、適正な事務処理並びに円滑な事業運営を図っている。寄付金については、創立130周年記念事業募金を推進するため、理事長・学長のリーダーシップに基づき、常務理事が同募金委員会の委員長を務めており、広報誌等により、全教職員に対する寄付募集に係る意識と理解の深化を図っている。また、広報誌等で寄付実績等を公表することで、寄付者からの共感を得られるよう努めている。資産運用では、理事長を委員長とする委員会において、運用に係る規程、取扱いを制定し、リスクを考慮した安全性・確実性を旨として有効活用を図るべく、適正な運用体制を整備している。</p> <p>危機管理体制については、危機事象ごとの発生時対応方法を明記した危機管理マニュアルを整備し、それを基に適切な対応を実行するとともに、危機予防・未然防止の意識向上のため全学的な講習会を実施している。また、監視システムを使用してサーバやネットワークを監視し、未然に異常を防止するとともに、本学構成員の利用する情報システムの認証を統一し、パスワードの複雑化、二段階認証を行いアクセス権限を厳格に設定するなど適切な情報セキュリティ対策の徹底を図り、ステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性の確保のための危機管理体制を整備し、適正な運用を行っている。</p>

2. 追加事項